

## 川崎市営住宅の模様替に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市営住宅使用者からの申請に係る川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第22条第2号に関する事務取扱いについて、管理の適正を図るため必要な事項を定めるものとする。

### (許可申請者)

第2条 許可申請者は、条例第12条に規定する使用者とし、次の各号のいずれかに該当する者が居住している住宅の使用人は原則として除く。

- (1) 家賃滞納者
- (2) 高額所得者
- (3) 同居の許可を受けていない者
- (4) 承継の許可を受けていない者
- (5) その他各号に準ずる者で川崎市長（以下「市長」という。）が適当でないと認める者

### (許可申請の範囲)

第3条 条例第22条第2号に掲げる許可申請の範囲は許可申請者が使用許可を受けた専用住戸内とする。ただし、専用住戸内であっても模様替えにあたり住宅の維持保全に支障があると判断される場合及び建築基準法等関係法規に違反する恐れがある場合を除く。

### (許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする使用者は、市営住宅模様替許可申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合は事業主体の様式によることができる。

- (1) 障害福祉サービスによる住宅改善（「在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業」、「重度障害児（者）日常生活用具給付等事業」、「緊急通報システム設置運営事業」など）を行う場合
- (2) 介護保険制度を利用した住宅改善を行う場合

### (申請の免除等)

第5条 健康福祉局の「家具転倒防止器具事業」により金具を設置する場合は前

条の申請を免除することができる。

(許可の決定)

第6条 市長は管理上支障がないと認め許可するときは、申請者に市営住宅模様替許可書(第2号様式)を交付するものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は事業主体の様式により承諾することができる。

- (1) 障害福祉サービスによる住宅改善(「在宅重度障害者(児)やさしい住まい推進事業」、「重度障害児(者)日常生活用具給付等事業」、「緊急通報システム設置運営事業」など)を行う場合
- (2) 介護保険制度を利用した住宅改善を行う場合

(許可の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取消することができる。

- (1) この要綱及び許可条件に違反したとき。
- (2) 市が実施する住宅の改修や建替等の工事において、模様替えがその工事等に支障があると認めたとき。
- (3) その他管理上支障があると認めたとき。

2 前項の許可の取消しによって生じた損失は一切補償しないものとする。

(費用負担)

第8条 模様替えに要する費用及び模様替え後に生じた模様替え部の修繕等の費用は、一切使用者の負担とする。ただし、建物の構造上又は技術上に起因して生じた修繕及び市の管理上の責に帰すべき事由により生じた修繕に要する費用についてはこの限りではない。

(原状回復)

第9条 使用者は許可を取消された場合または市営住宅を明渡す場合は直ちに(明渡す場合は明渡しの日までに)使用者の負担で原状に回復しなければならない。

(原状回復の免除)

第10条 次の各号に該当する場合は、原状回復を免除するものとする。

- (1) 健康福祉局の「家具転倒防止器具事業」により設置した金具取付跡の補

修等

(2) その他市長が原状に帰する必要がないと認めたとき

(模様替許可住宅の把握)

第11条 川崎市住宅供給公社は模様替の許可を行った住宅については、住宅名、部屋番号、模様替許可内容、許可時期等を明記した台帳を作成し、模様替許可住宅の状況把握に努めるとともに空家検査時の資料として活用できるよう整備しなければならない。

(住宅の併用使用)

第11条の2 条例第22条第4号の規定による許可は、併用する用途が次のいずれかに該当しなければならない。

- (1) あんま、指圧、はり、きゅう又はマッサージの営業を行うこと
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の営業所とすること

2 前項の許可を受けようとする使用者は、市営住宅併用許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理した場合において、申請者が次に掲げる条件を具備し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認められるときは、5年以内の期間を定めて、これを許可するものとする。

(1) 市営住宅の併用使用により住宅としての機能が阻害されないこと及び周辺の環境を乱したり、又は他の入居者に迷惑を及ぼすおそれがないこと

(2) あんま、指圧、はり、きゅう又はマッサージの営業を行う者が身体障害者であり、使用者又は同居者であること

(3) 条例及び規則に関する義務違反がないこと

4 市長は、前項に定める許可をするときは、申請者に市営住宅併用許可書(第4号様式)を交付するものとする。

5 第3項における許可期間の満了後においても、引き続き、住宅の併用使用の必要があるときは、許可期間の満了前1月以内に、第2項に規定する申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(管理の特例に係る条例の規定の適用に関する技術的読替え)

第12条 条例第34条第1項の規定により条例第3条第1号に規定する市営公営住宅又はその同条第5号に規定する共同施設の管理を川崎市住宅供給公

社に行わせる場合におけるこの要綱の規定の適用についての技術的読替えは、別表のとおりとする。

(特定公共賃貸住宅の取扱い)

- 第13条 川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年川崎市条例第42号。以下「特公賃条例」という。）第23条第1項第2号に規定する特定公共賃貸住宅の様式替えについては、本要綱に準じて処理するものとする。なお、様式については、川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成5年川崎市規則第108号。以下「特公賃規則」という。）第24条に定める様式を使用する。
- 2 特公賃条例第23条第1項第3号に規定する特定公共賃貸住宅の併用使用については、特公賃規則第25条第2項に規定するあんま、はり又はきゅうのほか、本要綱第11条の2第1項各号に定める用途とし、その他の取扱いについては本要綱に準じて処理するものとする。なお、様式については、特公賃規則第25条に定める様式を使用する。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めのない事項については協議のうえ決定するものとする。

附 則（平成18年3月31日 17川ま管第1489号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月31日 18川ま管第562号）

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日 2川ま市管第1458号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日 3川ま市管第1673号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月31日 4川ま市管第935号）

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第12条関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条、第6条、第7条、第11条の2第2項、第11条の2第3項、第11条の2第4項、	市長	川崎市住宅供給公社理事長
第4条	市営住宅模様替許可申請書（第1号様式）	住宅の模様替に係る申請書
第6条	市営住宅模様替許可書（第2号様式）	住宅の模様替に係る許可書
第11条の2第2項	市営住宅併用許可申請書（第3号様式）	住宅の併用に係る申請書
第11条の2第4項	市営住宅併用許可書（第4号様式）	住宅の併用に係る許可書

第 1 号様式

市 営 住 宅 模 様 替 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)川崎市長

川崎市.....区.....

.....住宅.....号

使用者氏名.....

電 話 番 号.....

次のとおり、川崎市営住宅条例第 2 2 条第 2 号により市営住宅の模様替えをしたいので申請します。

なお、模様替えの許可を受けた上は、許可条件を確実に守り、市から原状回復の請求があった場合又は市営住宅を明け渡す場合には、使用者の負担において直ちに原状回復することを約束します。

模 様 替 え 部 分	
模 様 替 え の 理 由	
模様替え部分の面積	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
先に許可された 模様替えの箇所	

※  申請のとおり許可します。

許可条件 .....

.....

.....のため許可しません。

(注) 1 模様替え部分を示した設計図書を添付してください。

平面図 2 部と仕様書 2 部

2 ※印のある欄は記入しないでください。

市 営 住 宅 模 様 替 許 可 書

第 号  
.....住宅.....号  
.....様

年 月 日付で申請のあった市営住宅の模様替えについては、  
次の条件を付けて許可します。

年 月 日

川崎市長 印

模 様 替 え 部 分

模 様 替 え 部 分 の  
面 積 及 び 構 造

許可条件

- 1 模様替えは、申請書及びこれに添付した設計図書のとおり実施してください。
- 2 模様替えに要する費用は、一切使用者の負担となります。
- 3 住宅管理の必要上、原状回復を請求する場合又は市営住宅を明け渡す場合は、使用者の負担において直ちに原状回復してください。
- 4 川崎市営住宅条例、川崎市営住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守ってください。

市 営 住 宅 併 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)川崎市長

川崎市.....区.....

.....住宅.....号

使用者氏名.....

電 話 番 号.....

次のとおり、市営住宅の一部を併用したいので申請します。

用 途	
用途変更の理由	
用途変更する部分	
用途変更の期間	年 月 日から 年 月 日まで

※  申請のとおり許可します。

許可条件 .....

.....のため許可しません。

(注) ※印のある欄は記入しないでください。

第 4 号様式

市 営 住 宅 併 用 許 可 書

第 号

川崎市.....区.....

.....住宅.....号

.....様

年 月 日付で申請のあった市営住宅の用途の併用については、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

川崎市長 印

用 途	
用 途 変 更 の 理 由	
用途を変更する部分	
用 途 変 更 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

許可条件

- 1 住宅の敷地内に看板を掲げないこと
- 2 住宅内を事務所として模様替え、改造若しくは増設を行わないこと
- 3 営業行為を行うことにより、他の入居者に迷惑を及ぼすことがないように留意すること
- 4 併用使用を止めた場合は、速やかに届け出ること
- 5 住宅管理の必要上、この許可が取り消された場合は、直ちに用途の使用を停止すること

なお、取消しの結果、生じた損害については、市は一切責任を負わない。